

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和6年第1回定例会追加議案の説明

(22) 議案第87号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第87号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和6年2月22日

健康福祉局

## 議案第 87 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 条例改正の背景

国民健康保険法の一部改正（令和 5 年法律第 31 号）

### 2 改正の主な内容

- (1) 上記 1 に伴い、退職被保険者等の保険料の賦課に係る規定を削除し、一般被保険者の保険料の賦課に係る規定を被保険者の保険料の賦課に係る規定に改めるもの
- (2) 上記 1 に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの  
「附則第 22 条」→「附則第 7 条」

### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行

## 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市国民健康保険条例 昭和33年4月1日条例第15号 (保険料の賦課額)</p> <p>第12条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 納付義務者の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険事業に要する費用（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。次条第1号カ及び第2号エにおいて同じ。）に充てるための賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 納付義務者の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 納付義務者の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）につき算定した介護納付金賦課額（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額を</p>	<p>○川崎市国民健康保険条例 昭和33年4月1日条例第15号 (保険料の賦課額)</p> <p>第12条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 納付義務者の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険事業に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。次条第1号カ及び第2号エにおいて同じ。）に充てるための賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 納付義務者の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 納付義務者の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）につき算定した介護納付金賦課額（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額を</p>

改正後	改正前
<p>いう。以下同じ。) (基礎賦課総額)</p> <p>第13条 保険料の賦課額のうち、_____</p> <p>_____</p> <p>_____基礎賦課額(第32条から第32条の3まで)の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用_____の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用_____の額の合算額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用(_____神奈川県<small>の</small>国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 保健事業に要する費用の額</p>	<p>いう。以下同じ。) (<u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課総額)</p> <p>第13条 保険料の賦課額のうち、<u>法附則第6条第1項に規定する退職被保険者及び同条第2項に規定する退職被保険者の被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)</u>以外の被保険者(以下「一般被保険者」という。)に係る基礎賦課額(第32条、<u>第32条の2及び第32条の3</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用(<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>)の額の合算額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用(<u>神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、</u>神奈川県<small>の</small>国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 保健事業に要する費用の額</p>

改正後	改正前
<p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（_____）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。） _____ を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法<u>附則第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ _____ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金 _____</p> <p>_____ の額</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（_____ 法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び</p>	<p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（<u>退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額</u>を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法<u>附則第22条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ <u>国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額</u></p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた</u>法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び</p>

改正後	改正前
<p>第72条の3の3第1項の規定による繰入金  を除外。の額 (基礎賦課額)</p> <p>第14条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち 基礎賦課額は、その世帯に属する <u>被保険者につき</u> 算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。</p> <p>2 前項の所得割額は、その世帯に属する <u>被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用があ</p>	<p>第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額 (<u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課額)</p> <p>第14条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち <u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課額は、その世帯に属する <u>一般被保険者につき</u> 算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。</p> <p>2 前項の所得割額は、その世帯に属する <u>一般被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用があ</p>



改正後	改正前
<p>る場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第32条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び附則第3項第2号において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)を賦課基準として第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。</p> <p>4 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する<u>被保険者</u>の数に第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>	<p>る場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第32条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び附則第3項第2号において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)を賦課基準として第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。</p> <p>4 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する<u>一般被保険者</u>の数に第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>
<p><u>第15条 削除</u></p>	<p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額)</u></p> <p><u>第15条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。</u></p> <p><u>2 前項の所得割額は、その世帯に属する退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等を賦課基準として第18条に規定する料率を乗じて得た額と</u></p>

改正後	改正前
<p>(75歳に達する <u>被保険者</u>に係る基礎賦課額の算定の特例)</p> <p>第16条 当該年度において75歳に達することが見込まれる <u>被保険者</u>に係る基礎賦課額は、当該 <u>被保険者</u>が75歳に達する日の属する月の前月まで月割をもって算定する。 (基礎賦課額の最高限度額)</p> <p>第17条 <u>第14条及び前条</u>の基礎賦課額 _____ _____ は、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)第29条の7第2項第9号 _____ に規定する額を超えることができない。 (基礎賦課額の保険料の料率)</p> <p>第18条 基礎賦課額の保険料の料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 _____基礎賦課総額の100分の60に相当する額を第14条第2項に規定する賦課基準(政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、市長が別に定める方法により補正された後の金額とする。)の見込総額で除して得た数</p> <p>(2) <u>被保険者均等割</u> _____基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の初日における <u>被保険者の</u>見込数で除して得た額</p> <p>2 前項の保険料の料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。</p> <p>3 市長は、第1項の保険料の料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。 ( _____後期高齢者支援金等賦課総額)</p>	<p><u>する。</u></p> <p><u>3 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する退職被保険者等の数に第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(75歳に達する <u>一般被保険者</u>に係る基礎賦課額の算定の特例)</p> <p>第16条 当該年度において75歳に達することが見込まれる <u>一般被保険者</u>に係る基礎賦課額は、当該 <u>一般被保険者</u>が75歳に達する日の属する月の前月まで月割をもって算定する。 (基礎賦課額の最高限度額)</p> <p>第17条 <u>前3条</u> _____の基礎賦課額 (<u>一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第14条及び前条の基礎賦課額並びに第15条の基礎賦課額の合算額をいう。第30条第1項、第31条、第32条第1項並びに第32条の3第1項及び第2項において同じ。</u>) は、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)第29条の7第2項第9号 <u>及び附則第4条第2項第6号</u>に規定する額を超えることができない。 (基礎賦課額の保険料の料率)</p> <p>第18条 基礎賦課額の保険料の料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>一般被保険者に係る保険料</u>の基礎賦課総額の100分の60に相当する額を第14条第2項に規定する賦課基準(政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、市長が別に定める方法により補正された後の金額とする。)の見込総額で除して得た数</p> <p>(2) <u>一般被保険者均等割</u> <u>一般被保険者に係る保険料</u>の基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の初日における <u>一般被保険者の</u>見込数で除して得た額</p> <p>2 前項の保険料の料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。</p> <p>3 市長は、第1項の保険料の料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。 (<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課総額)</p>





改正後	改正前
<p>3 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する <u>被保険者</u> の数に第24条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>	<p>3 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する <u>一般被保険者</u> の数に第24条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>
<p><u>第21条 削除</u></p>	<p><u>第21条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。</u></p>
<p>(75歳に達する <u>被保険者</u> に係る後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)</p>	<p><u>2 前項の所得割額は、その世帯に属する退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等を賦課基準として第24条に規定する料率を乗じて得た額とする。</u></p>
<p>第22条 当該年度において75歳に達することが見込まれる <u>被保険者</u> に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該 <u>被保険者</u> が75歳に達する日の属する月の前月まで月割をもって算定する。</p>	<p><u>3 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する退職被保険者等の数に第24条に規定する料率を乗じて得た額とする。</u></p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課額の最高限度額)</p>	<p>(75歳に達する <u>一般被保険者</u> に係る後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)</p>
<p>第23条 <u>第20条及び前条</u>の後期高齢者支援金等賦課額</p>	<p>第22条 当該年度において75歳に達することが見込まれる <u>一般被保険者</u> に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該 <u>一般被保険者</u> が75歳に達する日の属する月の前月まで月割をもって算定する。</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課額の最高限度額)</p>
<p>_____は、政令第29条の7第3項第8号_____に規定する額を超えることができない。</p>	<p>第23条 <u>前3条</u> _____の後期高齢者支援金等賦課額 <u>(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第20条及び前条の後期高齢者支援金等賦課額並びに第21条の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第30条第1項、第31条、第32条第2項において準用する同条第1項並びに第32条の3第3項において準用する同条第1項及び第2項において同じ。)</u>は、政令第29条の7第3項第8号<u>及び附則第4条第3項第6号</u>に規定する額を超えることができない。</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料の料率)</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課額の最高限度額)</p>
<p>第24条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料の料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第24条 <u>前3条</u> _____の後期高齢者支援金等賦課額 <u>(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第20条及び前条の後期高齢者支援金等賦課額並びに第21条の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第30条第1項、第31条、第32条第2項において準用する同条第1項並びに第32条の3第3項において準用する同条第1項及び第2項において同じ。)</u>は、政令第29条の7第3項第8号<u>及び附則第4条第3項第6号</u>に規定する額を超えることができない。</p>
<p>(1) 所得割 _____後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を第20条第2項に規定する賦課基準(政令第29</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料の料率)</p>
<p>_____の100分の60に相当する額を第20条第2項に規定する賦課基準(政令第29</p>	<p>第24条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料の料率は、次のとおりとする。</p>
<p>_____の100分の60に相当する額を第20条第2項に規定する賦課基準(政令第29</p>	<p>(1) 所得割 <u>一般被保険者に係る保険料の</u>後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を第20条第2項に規定する賦課基準(政令第29</p>

改正後	改正前
<p>条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、市長が別に定める方法により補正された後の金額とする。)の見込総額で除して得た数</p> <p>(2) <u>被保険者均等割</u> 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の初日における <u>被保険者の</u>見込数で除して得た額</p> <p>2 前項の保険料の料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。</p> <p>3 市長は、第1項の保険料の料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第25条 保険料の賦課額のうち、介護納付金賦課額(第32条及び第32条の3の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法<u>附則第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u>法第72条の3第1項及び第72条の3の3第</u></p>	<p>条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、市長が別に定める方法により補正された後の金額とする。)の見込総額で除して得た数</p> <p>(2) <u>一般被保険者均等割 一般被保険者に係る保険料の</u>後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の初日における <u>一般被保険者の</u>見込数で除して得た額</p> <p>2 前項の保険料の料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。</p> <p>3 市長は、第1項の保険料の料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第25条 保険料の賦課額のうち、介護納付金賦課額(第32条及び第32条の3の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法<u>附則第22条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた</u>法第72条の3第1項及び第72条の3の3第</p>

改正後	改正前
<p>1 項の規定による繰入金を除く。) の額</p> <p>2 前項の保険料の料率を決定する場合において、小数点以下第 4 位未満の端数又は 1 円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。</p> <p>3 市長は、第 1 項の保険料の料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</p> <p>(納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等に伴う賦課)</p> <p>第31条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、同一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、同一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合には、当該納付義務者に係る第14条及び第16条の基礎賦課額並びに第20条及び第22条の後期高齢者支援金等賦課額若しくは第26条及び第27条の介護納付金賦課額、次条第1項各号に定める基礎賦課額及び同条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める後期高齢者支援金等賦課額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める介護納付金賦課額、第32条の2第1項及び第2項に定める基礎賦課額の被保険者均等割額並びに同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額又は第32条の3第1項及び第2項に定める基礎賦課額並びに同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める後期高齢者支援金等賦課額若しくは同条第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める介護納付金賦課額は、その納付義務が発生した日、被保険者数の増加若しくは減少のあった日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日</p>	<p>1 項の規定による繰入金を除く。) の額</p> <p>2 前項の保険料の料率を決定する場合において、小数点以下第 4 位未満の端数又は 1 円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。</p> <p>3 市長は、第 1 項の保険料の料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</p> <p>(納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等に伴う賦課)</p> <p>第31条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、同一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、同一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合には、当該納付義務者に係る第14条から第16条までの基礎賦課額及び第20条から第22条までの後期高齢者支援金等賦課額若しくは第26条及び第27条の介護納付金賦課額又は次条第1項各号に定める基礎賦課額及び同条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める後期高齢者支援金等賦課額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める介護納付金賦課額は、その納付義務が発生した日、被保険者数の増加若しくは減少のあった日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日</p>



改正後	改正前
<p>の属する月から月割をもって算定する。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合には、当該納付義務者に係る第14条及び第16条の基礎賦課額並びに第20条及び第22条の後期高齢者支援金等賦課額若しくは第26条及び第27条の介護納付金賦課額、<u>は次条第1項各号に定める基礎賦課額及び同条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める後期高齢者支援金等賦課額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める介護納付金賦課額、第32条の2第1項及び第2項に定める基礎賦課額の被保険者均等割額並びに同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額又は第32条の3第1項及び第2項に定める基礎賦課額並びに同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める後期高齢者支援金等賦課額若しくは同条第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める介護納付金賦課額</u>は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで月割をもって算定する。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p>	<p>の属する月から月割をもって算定する。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合には、当該納付義務者に係る第14条から第16条までの基礎賦課額及び第20条から第22条までの後期高齢者支援金等賦課額若しくは第26条及び第27条の介護納付金賦課額<u>又は次条第1項各号に定める基礎賦課額及び同条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める後期高齢者支援金等賦課額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める介護納付金賦課額</u></p> <p>_____は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで月割をもって算定する。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p>
<p>第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における第14条<u>及び第16条</u>の基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。</p> <p>（1） 納付義務者並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につ</p>	<p>第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における第14条<u>から第16条まで</u>の基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。</p> <p>（1） 納付義務者並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につ</p>

改正後	改正前
<p>き算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「納付義務者等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入</p>	<p>き算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「納付義務者等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入</p>



改正後	改正前
<p>金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額</p> <p>(2) 納付義務者並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附</p>	<p>金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額</p> <p>(2) 納付義務者並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附</p>

改正後	改正前
<p>則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「納付義務者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）</p>	<p>則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「納付義務者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）</p>

改正後	改正前
<p>が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に政令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗ずることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第23条」と、「第14条及び第16条」とあるのは「第20条及び第22条」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、</p>	<p>が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に政令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗ずることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第23条」と、「第14条から第16条」とあるのは「第20条から第22条」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、</p>

改正後	改正前
<p>「第17条」とあるのは「第28条」と、「第14条及び第16条」とあるのは「第26条及び第27条」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第32条の3 当該年度において納付義務者の世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における第14条及び第16条の基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2各号に掲げる場合にあつては、出産の日。次条において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあつては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</p> <p>(2) 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</p> <p>2 当該年度において第32条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における第14条及び第16条の基礎賦課額から第32条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて当該各号に定める額を減額して</p>	<p>「第17条」とあるのは「第28条」と、「第14条から第16条まで」とあるのは「第26条及び第27条」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第32条の3 当該年度において納付義務者の世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における第14条から第16条までの基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2各号に掲げる場合にあつては、出産の日。次条において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあつては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</p> <p>(2) 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</p> <p>2 当該年度において第32条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における第14条から第16条までの基礎賦課額から第32条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて当該各号に定める額を減額して</p>

改正後	改正前
<p>得た額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</p> <p>(2) 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第32条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を減額して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第23条」と、「第14条及び第16条」とあるのは「第20条及び第22条」と、前項各号列記以外の部分中「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第2項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第28条」と、「第14条及び第16条」とあるのは「第26条及び第27条」と、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。」と、第2項各号列記以外の部分中「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第3項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>得た額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</p> <p>(2) 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第32条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を減額して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第23条」と、「第14条から第16条」とあるのは「第20条から第22条」と、前項各号列記以外の部分中「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第2項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第28条」と、「第14条から第16条まで」とあるのは「第26条及び第27条」と、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。」と、第2項各号列記以外の部分中「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第3項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。</p>



改正後	改正前
<p>(特例対象被保険者等に係る特例)</p> <p>第32条の5 納付義務者の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第2項、第20条第2項、第26条第2項、第32条第1項並びに第32条の3第1項及び第2項の規定の適用については、第14条第2項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)」とあるのは「所得の金額(地方税法)」と、第32条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、)」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。</p> <p>2 特例対象被保険者等の属する世帯の納付義務者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 納付義務者の氏名及び住所</p> <p>(2) 特例対象被保険者等の氏名</p> <p>(3) 特例対象被保険者等の離職年月日</p> <p>3 前項の規定による届出に当たり、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(保険料に係る所得割額の算定の特例)</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る特例)</p> <p>第32条の5 納付義務者の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第2項、<u>第15条第2項</u>、第20条第2項、<u>第21条第2項</u>、第26条第2項、第32条第1項並びに第32条の3第1項及び第2項の規定の適用については、第14条第2項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)」とあるのは「所得の金額(地方税法)」と、第32条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、)」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。</p> <p>2 特例対象被保険者等の属する世帯の納付義務者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 納付義務者の氏名及び住所</p> <p>(2) 特例対象被保険者等の氏名</p> <p>(3) 特例対象被保険者等の離職年月日</p> <p>3 前項の規定による届出に当たり、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(保険料に係る所得割額の算定の特例)</p>



改正後	改正前
<p>2 当分の間、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該被保険者が当該年度の保険料の賦課期日の属する年の前年の12月31日現在において年齢19歳未満の者であって同年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。次項において同じ。）が48万円以下である被保険者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、先順位者である場合又は当該被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合における第14条第2項、第17条、第20条第2項、第26条第2項、第31条第1項及び第32条の3の規定の適用については、第14条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」という。）とあるのは「基礎控除後の総所得金額等」という。）</p> <p>（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該 <u>被保険者</u> が当該年度の保険料の賦課期日の属する年の前年の12月31日現在において年齢19歳未満の者であって同年の合計所得金額（同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が48万円以下である被保険者（以下「控除対象者」という。）と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該 <u>被保険者</u> が当該年度の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該 <u>被保険者</u> が国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）である場合は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付</p>	<p>2 当分の間、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該被保険者が当該年度の保険料の賦課期日の属する年の前年の12月31日現在において年齢19歳未満の者であって同年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。次項において同じ。）が48万円以下である被保険者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、先順位者である場合又は当該被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合における第14条第2項、<u>第15条第2項</u>、第17条、第20条第2項、<u>第21条第2項</u>、第26条第2項、第31条第1項及び第32条の3の規定の適用については、第14条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」という。）とあるのは「基礎控除後の総所得金額等」という。）</p> <p>（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該 <u>一般被保険者</u> が当該年度の保険料の賦課期日の属する年の前年の12月31日現在において年齢19歳未満の者であって同年の合計所得金額（同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が48万円以下である被保険者（以下「控除対象者」という。）と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該 <u>一般被保険者</u> が当該年度の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該 <u>一般被保険者</u> が国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）である場合は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付</p>

改正後	改正前
<p>義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在において、当該<u>被保険者</u>が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該<u>被保険者</u>が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該<u>被保険者</u>に係る第32条の5の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該<u>被保険者</u>に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額)とする。)」と</p>	<p>義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在において、当該<u>一般被保険者</u>が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該<u>一般被保険者</u>が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該<u>一般被保険者</u>に係る第32条の5の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該<u>一般被保険者</u>に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額)とする。)」と、<u>第15条第2項及び第21条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該退職被保険者等が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該退職被保険者等が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該退職被保険者等が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該退職被保険者等が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該退職被保険者等が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第6項に規定する障害者控除</u></p>

改正後	改正前
<p>_____、第17条中「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）」とあるのは「政令」と、第20条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該<u>被保険者</u>が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該<u>被保険者</u>が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該<u>被保険者</u>が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該<u>被保険者</u>が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該<u>被保険者</u>が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該<u>被保険者</u>に係る第32条の3の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該<u>被保険者</u>に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額）とする。）」と、第26条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務</p>	<p>額の合計額を当該退職被保険者等に係る第32条の5の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該退職被保険者等に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額）とする。）」と、第17条中「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）」とあるのは「政令」と、第20条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該<u>一般被保険者</u>が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該<u>一般被保険者</u>が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該<u>一般被保険者</u>が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該<u>一般被保険者</u>が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該<u>一般被保険者</u>が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該<u>一般被保険者</u>に係る第32条の3の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該<u>一般被保険者</u>に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額）とする。）」と、第26条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務</p>

改正後	改正前
<p>が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。) 現在において、当該介護納付金賦課被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該介護納付金賦課被保険者が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額(当該介護納付金賦課被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該介護納付金賦課被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該介護納付金賦課被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該介護納付金賦課被保険者に係る第32条の3の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該介護納付金賦課被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額)とする。) 」と、第31条第1項中「政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)」と、第32条の3第1項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等(当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。) 現在において、当該出産被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数</p>	<p>が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。) 現在において、当該介護納付金賦課被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該介護納付金賦課被保険者が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額(当該介護納付金賦課被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該介護納付金賦課被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該介護納付金賦課被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該介護納付金賦課被保険者に係る第32条の3の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該介護納付金賦課被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額)とする。) 」と、第31条第1項中「政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)」と、第32条の3第1項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等(当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。) 現在において、当該出産被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数</p>

改正後	改正前
<p>に12万円を乗じて得た額並びに当該出産被保険者が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該出産被保険者が<u>特例対象被保険者等である</u>場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該出産被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該出産被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該出産被保険者に係る第32条の5の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該出産被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額）とする。次項において同じ。）とする。あるのは「特例対象被保険者等」とする。</p> <p><u>附 則（令和6年●月●日条例第●号）</u>  <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>に12万円を乗じて得た額並びに当該出産被保険者が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該出産被保険者が<u>特例対象被保険者である</u>場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該出産被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該出産被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該出産被保険者に係る第32条の5の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該出産被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額）とする。次項において同じ。）とする。あるのは「特例対象被保険者等」とする。</p>